

京都市交通局管理規程 2-8（京都市交通局公印規程）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第7条に次の2項を加える。

- 3 公印の印影を印刷に使用するため、電子計算機を使用して磁気ディスクその他これに類する記録媒体(以下「磁気ディスク等」という。)に公印の印影を記録しようとする責任者(この項の規定による決定について京都市交通局公文書取扱規程の規定により起案責任者となる者をいう。次項において同じ。)は、管理者の決定を受けなければならない。
- 4 磁気ディスク等に公印の印影を記録した責任者は、記録に使用した印影を直ちに廃棄するとともに、磁気ディスク等に記録した公印の印影を使用する必要がなくなったときは、速やかに、管理者の決定を受けて、当該公印の印影を消去しなければならない。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)